**法定検査申込書**（浄化槽法第７条）

　　年　　月　　日

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人　滋賀県生活環境事業協会　宛

設置者

住　所

氏　名

ＴＥＬ

代行工事業者

住　所

名　称

下記浄化槽を設置するにあたり、検査手数料　金　　　　　　　円を添えて浄化槽法第７条に規定する検査の受検を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| １．設置場所 |  |
| ２．浄化槽の規模 | 人槽　　　　　　㎥/日 |
| ３．使用開始予定日 | 年　　　　月　　　　日 |

備考

浄化槽法　抜粋

第7条　新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令に定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

【環境省関係浄化槽法施行規則】

第4条　法第7条第1項の環境省令で定める期間は、使用開始後3月を経過した日から５月間とする。

第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

検査手数料（平成23年11月2日付け滋賀県公報により公告）

浄化槽法第7条に規定する検査の手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 処理対象人員 | 金　　　　額 |
| １０人以下 | １３，０００円 |
| １１～２０人 | １４，０００ |
| ２１～１００人 | １６，０００ |
| １０１～３００人 | ２０，０００ |
| ３０１～５００人 | ２５，０００ |
| ５０１人以上 | ３０，０００ |

設置者各位

浄化槽の使用開始後3月を経過した時期に浄化槽法第7条に定める検査を、その後毎年1回同法第11条に定める検査を受ける義務があります。

滋賀県浄化槽取扱要綱で、設置手続の際法第7条定める検査の手数料を添えて指定検査機関に受検の申し込みをするように定められていますので、表記様式によりお申し込みください。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3004　栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

電話(077)　535-9210（代表）

535-9211（検査直通）

FAX(077)　535-9214